

通算法人又は通算法人であった法人の課税標準額となる法人税額に関する計算書

(第6号様式別表1)、連結法人に関する計算書(第6号様式別表1の3)

記載の手引の誤りについて(令和7年7月10日)

「第6号様式別表1」及び「第6号様式別表1の3」の記載の手引について、次のとおり誤りがありましたので、訂正し、再掲載しました。

県税事務所から送付しました手引、及び令和7年7月9日(水)まで県ホームページに掲載していましたが、訂正後の手引を出力し、ご使用いただきますようお願いいたします。

(様式名)

1. 通算法人又は通算法人であった法人の課税標準額となる法人税額に関する計算書
(第6号様式別表1) 記載の手引
<様式番号 C70-12 6.12/6.12>

(訂正箇所)

- 欄11「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」

| 正 | 誤 |
|---|--|
| <p>(1) 法人税の申告書(別表1。以下「別表1」といいます。)した法人税額⑧の「法人税額計」の欄(9の欄)の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」又は法人税の明細書(別表6(9)付表)の32若しくは37の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等政令附則第5条の2の3の通算子法人を含みます。)に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(10)付表)の29又は34の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第4条の12の5第3項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(12)付表2)の19又は24の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)を記載します。</p> <p>(2) 括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額(別表1の4の欄の金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」又は法人税の明細書(別表6(9)付表)の32若しくは37の各欄に金額の記載がある場合の当</p> | <p>(1) 法人税の申告書(別表1。以下「別表1」といいます。)した法人税額⑧の「法人税額計」の欄(10の欄)の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」又は法人税の明細書(別表6(9)付表)の32若しくは37の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等政令附則第5条の2の3の通算子法人を含みます。)に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(10)付表)の29又は34の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第4条の12の5第3項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(12)付表2)の19又は24の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)を記載します。</p> <p>(2) 括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額(別表1の5の欄の金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」又は法人税の明細書(別表6(9)付表)の32若しくは37の各欄に金額の記載がある場合の当</p> |

| | |
|--|---|
| <p>該金額、同法第 42 条の 4 第 4 項に規定する中小企業者等(政令附則第 5 条の 2 の 3 の通算子法人を含みます。)に該当しない法人の法人税の明細書(別表 6 (10)付表)の 29 又は 34 の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第 42 条の 12 の 5 第 3 項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書(別表 6 (12)付表 2)の 19 又は 24 の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)、使途秘匿金の支出の額の 40%相当額(「法人税額計」の欄(別表 1 の 9 の欄)の上段に外書として記載された金額)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表 1 の 6 の欄の金額)の合計額を記載します。</p> | <p>該金額、同法第 42 条の 4 第 4 項に規定する中小企業者等(政令附則第 5 条の 2 の 3 の通算子法人を含みます。)に該当しない法人の法人税の明細書(別表 6 (10)付表)の 29 又は 34 の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第 42 条の 12 の 5 第 3 項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書(別表 6 (12)付表 2)の 19 又は 24 の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)、使途秘匿金の支出の額の 40%相当額(「法人税額計」の欄(別表 1 の 10 の欄)の上段に外書として記載された金額)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表 1 の 7 の欄の金額)の合計額を記載します。</p> |
|--|---|

(様式名)

2. 連結法人に関する計算書(第 6 号様式
別表 1 の 3) 記載の手引

<様式番号 C71 6.12/6.12>

(訂正箇所)

欄 4 「法人税法の規定によって計算した
法人税額①」

| 正 | 誤 |
|---|---|
| <p>法人税の申告書(別表 1。以下「別表 1」といいます。)の「法人税額計」の欄(9の欄)の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の 40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表 6 (2)付表 6)の 7 の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)を記載します。</p> <p>なお、()内には、使途秘匿金の支出の額の 40%相当額(「法人税額計」の欄(別表 1 の 9 の欄)の上段に外書として記載された金額)、税額控除超過額相当額等の加算額(別表 1 の 4 の欄の金額)(法人税の明細書(別表 6 (2)付表 6)の 7 の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表 1 の 6 の欄の金額)の合計額を記載します。</p> | <p>法人税の申告書(別表 1。以下「別表 1」といいます。)の「法人税額計」の欄(10の欄)の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の 40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表 6 (2)付表 6)の 7 の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)を記載します。</p> <p>なお、()内には、使途秘匿金の支出の額の 40%相当額(「法人税額計」の欄(別表 1 の 10 の欄)の上段に外書として記載された金額)、税額控除超過額相当額等の加算額(別表 1 の 5 の欄の金額)(法人税の明細書(別表 6 (2)付表 6)の 7 の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表 1 の 7 の欄の金額)の合計額を記載します。</p> |